朝倉　譲　岩澤　重雄
木村斗三造　小越　昭朗
武田　康夫

正八位

秦野　一憲

正六位に叙する（各通）

磯崎　勝　宇田　行一
岡部　浩一　神谷　昭三
福間十三夫　松尾　充博

従六位に叙する（各通）

岸　和博　佐々木則康

正七位に叙する（各通）

伊藤　勝夫　齋藤　忠治

従七位に叙する（各通）（以上九月四日）

渡部　元也

従四位に叙する

西村　和

正五位に叙する（各通）

饒波　博

従五位に叙する

今　久吉　日比野　晉

正六位に叙する（各通）

佐々木寛和　當間　成一

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

竹田　利昭

従七位に叙する（以上九月五日）

服部　茂昌

従四位に叙する（九月六日）

岸良　義光　山下　剛

従七位に叙する（各通）（九月七日）

若杉　公朋

従四位に叙する（九月十一日）

井伊　靖二

従四位に叙する（九月十三日）

○叙勲

若槻　強

旭日双光章を授ける（各通）

八木　勇太

旭日単光章を授ける（以上九月一日）

今津　時長

旭日単光章を授ける（九月三日）

秦野　一憲

旭日小綬章を授ける（九月四日）

長　克　齋藤　進

梅田　久勝
早川　昭治

日高　信夫

森ノ上義人

瑞宝中綬章を授ける

八木　俊彦

瑞宝小綬章を授ける

坂口　豊久
西田　壽光

瑞宝双光章を授ける（各通）

竹下　伸
前田　勝則

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）

佐々木　孝
永野　進

瑞宝双光章を授ける（各通）

吉田　文雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二日）

根岸　登

瑞宝重光章を授ける

上村　隆史

瑞宝小綬章を授ける

朝倉　譲
小野　吉孝
齋藤　進

瑞宝双光章を授ける（各通）

三夫　伊藤　勝夫
梅田　久勝　松永　徹

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月四日）

當間　成一
邊見　昭典

瑞宝双光章を授ける（各通）

山下　剛　山本　恵祥

瑞宝単光章を授ける（以上九月五日）

山本　恵祥

瑞宝単光章を授ける（各通）（九月七日）

中尾　良之　中西　一　三嶋　等

旭日単光章を授ける（各通）（九月五日）

戸田　嘉徳

瑞宝中綬章を授ける

八木　俊彦

瑞宝小綬章を授ける

坂口　豊久
西田　壽光

瑞宝双光章を授ける（各通）

竹下　伸
前田　勝則

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）

佐々木　孝
永野　進

瑞宝双光章を授ける（各通）

吉田　文雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二日）

根岸　登

瑞宝重光章を授ける

上村　隆史

瑞宝小綬章を授ける

岩澤　重雄
河野　元昭

瑞宝双光章を授ける（各通）

三夫　伊藤　勝夫
松永　徹

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月四日）

當間　成一

瑞宝双光章を授ける（各通）

庄子　茂

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三日）

近藤　弘樹

瑞宝中綬章を授ける

（佐賀大学名誉教授）

瑞宝小綬章を授ける

（弘前大学名誉教授）

瑞宝重光章を授ける

中村　昭司　畑中　繁
廣岡　靖朗　松原　進

瑞宝双光章を授ける（各通）

岩田　佳夫　河西　茂雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三日）

近藤　弘樹

瑞宝中綬章を授ける

（群馬県警部）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二日）

佐々木厚美

瑞宝双光章を授ける（各通）

松内　邦夫

瑞宝単光章を授ける（各通）

奥田　邦吉

瑞宝双光章を授ける（各通）

松井　京三

瑞宝単光章を授ける（各通）

杉原　利道

瑞宝双光章を授ける（各通）

高木　實

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）

葛西　辰夫

瑞宝単光章を授ける（各通）

内田　隆徳

瑞宝双光章を授ける（各通）

本多　利男
森　政雄

瑞宝双光章を授ける（各通）

石川徳五郎
坂　次郎

瑞宝小綬章を授ける

岩田　秀雄
杉山　幸夫

瑞宝中綬章を授ける

小笠原正壽

旭日単光章を授ける（各通）（九月五日）

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　登録年月日　平成二十八年九月二十三日
　(二)　登録番号　操更講第九十号
　(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　合同会社せとうち海事
　(四)　住所　香川県丸亀市綾歌町栗熊西９２９番地２
　(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　　合同会社せとうち海事　香川県丸亀市綾歌町栗熊西９２９番地２
二(一)　登録年月日　平成二十八年九月二十三日
　(二)　登録番号　操更講第九十一号
　(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　合同会社マリンゲート
　(四)　住所　千葉県船橋市湊町二丁目４番５号６号室
　(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　　小型船舶操縦士免許証　更新・失効再交付講習センター　MARINE GATE
　　千葉県船橋市前原西２丁目２２番１２号４階

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　登録年月日　平成二十八年九月二十三日
　(二)　登録番号　操失講第九十号
　(三)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　合同会社せとうち海事
　(四)　住所　香川県丸亀市綾歌町栗熊西９２９番地２
　(五)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　　合同会社せとうち海事　香川県丸亀市綾歌町栗熊西９２９番地２
二(一)　登録年月日　平成二十八年九月二十三日
　(二)　登録番号　操失講第九十一号
　(三)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　合同会社マリンゲート
　(四)　住所　千葉県船橋市湊町二丁目４番５号６号室
　(五)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　　小型船舶操縦士免許証　更新・失効再交付講習センター　MARINE GATE
　　千葉県船橋市前原西２丁目２２番１２号４階

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一